

## 医療的ケア児（者）の実態把握 実施方針について

【目的】 県内で暮らす医療的ケア児（者）の対象者数及び医療的ケア児（者）とその家族の生活状況や支援ニーズ等を調査し、県及び市町村の障害福祉施策及び支援体制整備に必要な措置を講ずるための基礎資料とする。

### 1. 実施主体による比較

実施主体	市町村	県
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとのニーズを把握することで、地域に応じた社会資源の整備や具体的な施策を検討ができる。</li> <li>(個別避難計画の策定、より適切な教育の場と環境の確保)</li> <li>個々の状況に変更が生じた場合、データを更新しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全県的な視点からで実態把握ができる。</li> <li>地域間・圏域毎の比較や傾向分析を行うことができる。</li> <li>前回のデータと比較することができる。</li> </ul>
頻度	医療的ケア児の把握は毎年度(ネットワーク構築事業) ニーズ調査(実態把握)は数年に1度 <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の状況が変わりやすいため、継続的に状況把握を行う必要がある。</li> <li>施策検討、計画策定に反映するためのニーズ調査は、数年に1度把握する。</li> </ul>	数年に1度 <ul style="list-style-type: none"> <li>調査協力者の負担に配慮するため。</li> <li>(例) あいち障害者福祉プランの計画期間に合わせ、6年に1度とする。(次回策定年度:2026(R8)年度)</li> </ul>
実施方法	医療機関等からの情報提供、家庭への調査など <ul style="list-style-type: none"> <li>県が市町村に調査項目や調査方法などを示す必要がある。</li> <li>市町村の施策に反映できるよう、地域の特性やニーズに合わせた項目を検討する必要がある。</li> <li>市町村の把握した実態を積み上げることで、県全域を把握できる。これにより比較できる。</li> </ul>	医療機関・障害福祉サービス事業所・市町村等への協力依頼(前回と同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>調査に協力する関係者の負担軽減を考慮する必要がある。</li> <li>市町村の体制整備・進捗状況に差があるなか、一律な調査項目で実施する必要がある。</li> </ul>
その他留意点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の状況の変化を十分に反映できる頻度で調査できる。</li> <li>本人や家族に同意を得る必要がある。施策検討や支援のために関係者と共有するのであれば特に注意が必要である。</li> <li>市町村によっては把握への取組が進んでいないところがあるため、県からのサポートが必要と考えられる。</li> <li>市町村による実態把握の仕組化として、市町村の計画に盛り込むことは望ましいと考えられる。</li> <li>市町村は必要に応じて、予算を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域性を反映した調査項目になりづらいことから、市町村施策に反映することが難しい。</li> <li>実施スケジュールを念頭に必要な予算を確保する必要がある。</li> <li>本人や家族に同意を得る必要がある。</li> <li>広域的に実施することから、データの収集のために協力者に負担をかけることになり、また分析に時間がかかる。</li> </ul>

### 2. 市町村による実施

- 個別性の高い医療的ケア児の支援に係る施策を講じるためには、市町村での実態把握は、実質的に必要であると考えられる。
- そのため県は、実態把握の項目案等を市町村に示し、実態把握への取組をさらに働きかける。
- 市町村で把握した結果を集約し、県全域の状況を把握する。

(考え方)

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第5条では、地方公共団体では、自主的かつ主体的に、支援に係る施策を実施する責務が明記されている。
- ・令和5年5月19日付「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)において、第三\_計画の作成に関する事項では、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等にニーズについても把握することが望ましい。とされている。

### 3. 県による実施のあり方

- 市町村による実施が実質的に必要とされるなかで、市町村の把握結果の積み上げにより、県全域の実態把握、傾向や地域間の比較は可能となる。
- そのため、県独自の調査について、実施の必要性、調査の目的及び内容を整理・検討する必要がある。

(参考)

- ・上記告示においても、都道府県の計画作成については、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等に起こる見込みの数値と整合性がとれるよう、市町村と調整することが必要である。とされている。

### 4. スケジュール(案)

年度	実施状況及び今後の予定
令和5年度	実態把握の項目案、市町村へ示す内容の案を検討(第2回部会)
令和6年度	項目案、内容等の確定(第1回部会)→市町村へ周知(場合によっては予算要求)
令和7年度	実態調査の実施及びデータの集約 ※これ以前からもネットワーク構築事業により、市町村は医療的ケア児の把握に順次着手している。
令和8年度以降	市町村の施策に反映 県の次期あいち障害者福祉プランに反映